**第１回　児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会**

**令和５年大市教委第2052号に関する部会会議　議事要旨**

**１　日　時**

令和５年11月13日（月曜日）　10時から11時40分まで

**２　場　所**

大阪市役所　７階市会第６委員会室

**３　出席者**

＜委員＞

　　　曽我智史部会長、高橋誠委員、山下晃一委員（委員五十音順）

　　＜専門委員＞

　　　森山ジェニー専門委員

　　＜大阪市教育委員会＞

　　　川本総務部長、有上連絡調整担当課長、松本総務課長代理

**４　議　題**

　(1)　運営要綱の策定について

(2)　調査審議計画及び調査手法の検討について

(3)　その他

**５　議　事**

（有上連絡調整担当課長）

　　ただいまから児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会、令和５年大市教委第2052号に関する部会、第１回会議を開催いたします。

　　本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます、教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長の有上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　　この第三者委員会は、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長、もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。本部会につきましては、令和５年10月31日付で教育委員会から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付で第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。

　　本日は、本部会の第１回の会議となりますが、まず部会委員の皆様を御紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定について御議論いただきます。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等について御議論いただく予定としております。

　　なお、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うことになりますが、資料７の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、本部会につきましても個人情報等の非公開情報を取扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議におきましても委員の皆様の判断に基づき、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。

　　それでは、部会長をはじめ、委員の皆様のお名前を御紹介させていただきます。

　　曽我智史部会長です。

（曽我部会長）

　　よろしくお願いします。

（有上連絡調整担当課長）

　　高橋誠委員です。

（高橋委員）

　　よろしくお願いいたします。

（有上連絡調整担当課長）

　　山下晃一委員です。

（山下委員）

　　よろしくお願いします。

（有上連絡調整担当課長）

　　森山ジェニー専門委員です。

（森山専門委員）

　　よろしくお願いします。

（有上連絡調整担当課長）

　　また、本日御欠席ですが、安藤麻紀委員、相原健吾専門委員、金子真理子専門委員を御紹介させていただきます。

　　なお、本部会の部会長につきましては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第６条第３項の規定に基づき、令和５年10月31日付で第三者委員会の藤木邦顕委員長により、曽我智史委員が指名されておりますので、この場で御報告申し上げます。

　　また、部会長代理につきましては、あらかじめ曽我部会長により安藤委員が指名されておりますことを併せて御報告申し上げます。

　　続きまして、会議の開催に当たり、総務部長の川本より御挨拶申し上げます。

（川本総務部長）

　　皆さん、おはようございます。本日、御多用の折、この部会の第１回目の会議に御出席いただきましてどうもありがとうございます。

　　大阪市は平成27年の８月にいじめ対策基本方針を策定いたしまして、令和３年４月に一部改正し、いじめ防止対策推進法第28条第１項の重大事態が発生した場合には、初動調査として第三者委員会による調査を行うことにしております。今回の事案につきましても、既に初動調査を実施いただいたところでございますけれども、被害児童生徒の保護者より詳細調査の実施の希望がございましたことから、本部会を設置いただくことになったものでございます。皆様方の専門的な見地からの意見を賜りまして、調査審議いただきます事案への適切な対応はもとより、今後の学校及び教育委員会の対応につきましても改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

　　以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（有上連絡調整担当課長）

　　ありがとうございました。

　　それでは、議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第６条第４項により、部会長が行うものと定めております。

　　それでは、恐れ入りますが、議事の進行の前に曽我部会長から一言お願いいたします。

（曽我部会長）

　　皆さん、おはようございます。部会長を務めます曽我と申します。よろしくお願いします。いじめ調査事案というのは私は結構してきたつもりではあるのですけども、どの案件でも大切にしていることがありまして、当然ですけどもそのいじめがあったか否かといったことを調査するのが調査委員会なのですが、その背景事情にある事実経過というか事情というか、生徒間の関係性というか、そのあたりもしっかり調査をすると。背景要因もしっかり調査するといったことが大事だと思っています。その上でどういったいじめがあるかどうかをしっかり確定していくと。そうすると、そのいじめがいかにひどかったかとかですね。そのあたりも見えてくるという風に思っていますので、とにかくその事実関係をしっかり徹底して明らかにしたいという風に思っております。そういう思いで今後、委員会に臨みたいと思いますので、皆様、よろしくお願いいたします。

（有上連絡調整担当課長）

　　ありがとうございました。

　　それでは、これからの議事進行は、曽我部会長にお願いしたいと存じます。

（曽我部会長）

　　はい。それでは審議に入りたいと思います。まず、議題のペーパーを見ていただきたいと思いますけども、議題（１）運営要綱の策定についてですが、これまでに設置された部会運営要綱を参考に事務局において案を作成しているようですので、説明をお願いいたします。

（松本総務課長代理）

　　失礼いたします。総務課長代理の松本と申します。私の方から、本部会の運営要綱案を御説明いたします。資料５を御覧ください。

　　これまでに設置された部会の運営要綱と基本的に同じ内容で作成しております。まず、第１条におきまして、本要綱の趣旨を定めています。次に、第２条におきまして、本市教育委員会からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めています。第３条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めています。第４条では、会議の招集に関する手続について定めています。第５条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続について定めています。第６条では、議事の進行について、第７条で、関係者の出席、第８条で、調査の実施、第９条で、議事録の作成について定めています。第10条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしています。第11条では、委員の守秘義務を規定しています。第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しています。第13条では、本要綱に定めること以外に部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めています。

　　説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（曽我部会長）

　　ありがとうございます。今、御説明いただきましたけども、委員の皆様からこの運営要綱案について御質問等ございましたらよろしくお願いします。特にいいですかね。大丈夫ですか。

　　そしたら、これで異議がないようですので、事務局から示された運営要綱案ですね。これを採択して本部会の運営要綱としたいと考えます。よろしくお願いします。

　　今、採択しました運営要綱の中に部会の公開についての規定がございましたけれども、全部会共通の運営傍聴要綱についても、事務局から簡単に説明いただけますでしょうか。

（松本総務課長代理）

　　本委員会の傍聴要領について御説明いたします。資料６を御覧ください。

　　先ほど策定いただきました運営要綱第５条におきまして、本部会は個人情報を取扱う場合を除き、原則公開することとしております。資料６の傍聴要領は、一定のルールの下で市民の皆様に傍聴していただこうというもので、第１項において傍聴に当たっての手続、第２項において傍聴者の遵守事項、第３項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。

　　簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（曽我部会長）

　　ありがとうございます。これに基づいて傍聴について考えていくということで、確認をお願いします。

　　それでは、議題（２）ですね。調査審議計画及び調査手法の検討についてに進んで、調査対象事案の審議に入ってまいりたいと思います。まずはその、今後の調査審議の計画について議論していきたいというふうに考えるのですけども、本件事案の内容を踏まえて検討することになりますので、資料７ですね。審議会等の設置及び運営に関する指針の２ページの第７、１の（１）のアにこの案件に該当すると、以後も該当するというふうに考えますので、以後、この会議を非公開という扱いにさせていただきたいと考えているのですけども、皆様、御意見いかがですか。異議ございますでしょうか。

　　そしたら、御異議がないということですので、以後の審議については非公開というふうにさせていただきます。

・調査審議計画及び調査手法について検討を行った。

・今後のスケジュールについて検討を行った。